



新年おめでとうございます。平素は当社の業務に一方ならぬご指導・ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。さて昨年を振り返りますと一夏の甲子園大会で苦小牧・岩見沢の駒大勢の活躍に始まり、日本一こそ逃しましが、北海道日本ハムファイターズの二年連続リーグ優勝、さらにコンサドーレ札幌のJ1昇格ーと、スポーツの分野で北海道民が元気をもらった年でした。

しかし一方で、原油の値上がりが企業や一般家庭の台所を直撃。防衛省で国家公務員の不祥事が発覚し、国会は空転しています。また地域社会では、毎日のように事件事故が多発し、これまでには考えられなかつた理由で、尊い命が断たれています。

当社が管理する物件では、事件事故が起こらないよう、入居時に細心の注意を払っていますが、若年の入居者に注意すると同時に、状況によっては当社が一步引いて、保証人に契約者の生活状況を確認してもらうよう促されました。

当社が管理する物件では、事件事故が起こらぬよう、入居者に細心の注意を払っていますが、若年の入居者が設備の使用を誤つて、他の入居者に迷惑をかけてしまった事例がありました。その際、当社では、厳しく入居者に注意すると同時に、状況によっては当社が一步引いて、保証人に契約者の生活状況を確認してもらうよう促されました。



平成二十年 新年のご挨拶

（有）ウェイクアップ 代表取締役社長 塩田純司

したり、相談したりすることもあります。

賃貸住宅を借りる世代の意識の変化もありますので、今後は、こうした事例にも対応できる管理体制を構築し、随時、情報収集することも必要ではないかと考えております。

昨年の当社の行事としては、五月の親睦会に統い、十一月にはアパートマンション研修会を開催いたしました。皆様にはご多忙のところご参加ください、ありがとうございました。本年も引き続き、税金関係のセミナーや、賃貸市場動向についての報告の場を設ける予定であります。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

また当社からのお知らせとして、十一月の明細書とともに、研修会資料、これから春にかけて完成する予定の新築マンションの資料も同封させていただきました。二月か三月に、これらの物件の現場見学会を開催する計画でおりますので、皆様の将来設計の一助にしていただければ幸いです。

最後になりましたが、今年が皆様にとってさらなる飛躍の年となりますようお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

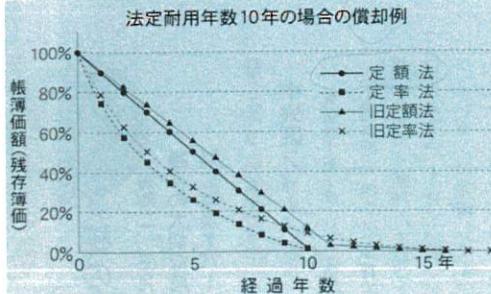
アパート経営セミナー

パート②

節税対策—減価償却費を増やす方法

税理士法人 加藤会計事務所 所長

公認会計士 加藤恵一郎



アパートを資産として有効に活用し長期安定収入を得るには、節税対策が不可欠です。しかし、よく節税

というと、「税金を払うのは馬鹿らしいから、どんどんお金をを使え」という人がいますが、必要な物に出費するのは単なる無駄遣いで、節税とはいいません。税金を払った残りを有効活用するのが本筋です。

そこで減価償却ですが、これは「建物の価値が毎年下がるのだから、下がった部分は経費として計上してもよい」という制度。以下、「建物以外の部分については定率法で償却できる」ということをお話しします。

● 建物以外は定率法で
平成10年4月1日以降の新規取得の建物については、その償却方法、「額法」に

は定率法で償却できます。建物について、当初数年間、定率法により必要経費を多く計上して節税することはできなくなりました。

定額法とは、減価償却費を毎年一定割合で償却する方法。例えば5年間で25%を減価償却するという場合、1年目から5年目まで毎年同じ5%で償却するのが定額法です。

定率法とは、当初の減価償却費が大きく、年数の経過とともに小さくなるという方法。例えば1年目は8、2年目は7、3年目は5、4年目は3、5年目は2と償却していく。1年目だけを

比較すると、定額法の5%に対する、定率法では8%を償却できることになります。

建物は定額法に一本化されましたが、建物以外の部分については、従来通り定率法で償却が可能。新規の賃貸住宅については見積書等により、建物本体以外の付属設備、構築物、備品等を細かく分けて申告すれば、定額法を選択適用することができます。建物について、当初数年間、定率法で減価償却費を増大させることができます。

つまり、新規建物については、当初多く償却できる定率法は使えなくなりました。が、建物以外の付属設備・構築物は10年、15年の償却で定率法が使えます。申告の際に、建物本体と、付属設備・構築物に分けて細かく計算すると、付属設備の定率法の5%に相当する人は、その受けようとすれば、新規開業であれば減価償却方法の「選択届出書」を提出します。

また、既に不動産所得のある人は、その受けようとすれば、新規開業であれば「定率法」を不動産所得の確定申告期限(翌年3月15日)までに、却方法の変更届出書」を税率署に提出します。

なお、新規取得の建物以外の建物、すなわち、平成10年3月31日以前に取得し、却方法の変更届出書」を税率署に提出します。

● 編集後記

◆ 昨年は、北海道日本ハムファイターズが二年続いてのパリーグ優勝、コンサドーレ札幌もJ1昇格が決まり、スポーツ界

では北海道に喜びを与えてくれました。

◆ 当社では、アパート経営研修会を二回開催させていただき、好評でした。

ありがとうございます。（重田）

